

八尾市健康保険生活習慣病重症化予防事業業務回答書

令和7年6月6日

	質問内容	回答
1	仕様書P1「5業務内容（1）対象者抽出用のデータ分析及びデータベースの構築」について 上記箇所の再委託は可能か。	仕様書P8「10 その他（7）一括再委託は認めない。一部再委託を行う場合は、事前に市の承諾を得ること。」 当該箇所は、委託業務の中心となる保健指導業務ではないため再委託可能です。なお、再委託を行う場合は国庫補助金の交付要件の関係上、金額の割合が再委託契約金額の割合は本業務の契約金額の2分の1未満にしてください。
2	仕様書 P3「5業務内容（2）糖尿病性腎症重症化予防事業 ⑤保健指導の実施方法（対象者：①アの被保険者） エ」について 自社の通常コースは、面談3回、電話3回となるがこちらの対応は可能か。	「少なくとも面談2回（1時間程度／回）、電話4回（30分程度／回）の指導を月1回程度の頻度で実施する。」としており、面談回数の増加は差し支えありません。
3	仕様書P7「8委託料の支払い」について こちらの割合は確定しているものか。	お見込みのとおり。
4	入札書について 入札金額は単年度の金額を記載するのか。令和10年10月31日までの総額を記載するのか。	令和10年10月31日までの総額をご記載ください。